

函館市監査公表第 7 号

函館市長から，財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 26 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 浜 野 幸 子

函館市監査委員 斉 藤 佐知子

函 福 管
令和 6 年(2024 年) 6 月 28 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，
次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和 5 年 9 月 1 日～ 令和 5 年 12 月 25 日	提出日	令和 6 年 2 月 5 日
監 査 項 目 等	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市総合福祉センター 団体名 社会福祉法人函館市社会福祉協議会		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
函館市総合福祉センター条例施行規則（平成 6 年規則第 2 9 号）第 3 条，第 4 条および第 1 2 条において施設の使用許可の申請および使用の許可について規定されているが，規定された様式を使用していないものがあったほか，一部の施設では事前に使用の許可ができないにもかかわらず使用の許可を行っており，規定を遵守した事務が執られていなかった。 このことは，所管部局が指定管理者の業務が規則等に照らし適切に行われているか把握していなかったことが原因の一つであると思料されることから，規則にのっとった適正な事務の執行となるよう取り組まれない。また，現状の事務処理において特段の支障がないのであれば実態に即した規則の改正についても検討されたい。			
措置内容，対応・考え方			
函館市総合福祉センターの使用許可の申請および使用の許可について，規則にのっとって行うよう指定管理者に指導をしたところであり，令和 6 年 4 月 1 日からはセンター条例施行規則の規定に基づき，規定された様式を使用し，使用許可の申請および使用の許可を行うよう改めたところであります。また，市としても業務の執行状況の確認を徹底し，施設の適切な管理に努めてまいります。 今後においては施設使用の実態をふまえ，規則改正について検討してまいります。			

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和 5 年 9 月 1 日～ 令和 5 年 12 月 25 日	提出日	令和 6 年 2 月 5 日
監 査 項 目 等	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市総合福祉センター 団体名 社会福祉法人函館市社会福祉協議会		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
自主事業の実施に当たっては、協定書第 7 条では、指定管理業務以外に自己の費用と責任で実施することおよび自主事業を実施する場合は事業計画書を市に提出し、事前に市の承認を受けなければならないことが規定されているが、自主事業として実施している総合福祉センターまつりについて、市は選定時に提案された事業等の内容に変更がないことの確認をもって自主事業を認めていたとしているものの、事前承認が書面で確認できなかったほか、提出された事業報告書中の収支状況では、自主事業として実施している費用の一部が指定管理業務に要する費用に含まれていた。また、自主事業として利用者向け複写機を設置しているものの、事業計画書を提出せず市の事前承認を受けないまま実施していたほか、指定管理業務の収支として経理していた。 このことは、所管部局、指定管理者ともに自主事業の制度の認識が十分ではなかったことが原因の一つであると思料されることから、協定書はもとより、自主事業の取扱いを定める「公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱」等を改めて確認するなど、適正な事務の執行が図られるよう改善されたい。			
措置内容、対応・考え方			
令和 6 年 2 月 26 日付けで指定管理者に対し、自主事業の計画書および収支予算書を提出するよう指示し、総合福祉センターまつりおよび利用者向けコピーサービスを自主事業として実施することについて書面で承認したところであります。 また、このたびの意見を受け、自主事業として実施した総合福祉センターまつりの費用の一部が指定管理業務に要する費用に含まれていたことについては、指定管理業務に係る決算額から総合福祉センターまつりの経費額に振り替えたほか、利用者向け複写機の収支を指定管理業務と区分して経理するよう改めたところであります。 今後も、自主事業を実施する際には承認申請を行うよう指定管理者に指導するとともに、市としても業務実施状況の確認について徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。			